注 記 事 項

1. 重要な会計方針

- (1) 運営費交付金収益の計上基準
 - (a)練習船経費及び退職手当等については、「業務達成基準」
 - (b)管理・業務部門経費及び人件費等については、「期間進行基準」
 - (c) 想定されない事故・緊急対応経費については、「費用進行基準」 を採用しております。
- (2) 減価償却の会計処理方法
 - ①有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

| 建 | | 物 | 5 | \sim | 39 年 |
|---|-------|---|---|--------|------|
| 構 | 築 | 物 | 5 | \sim | 50 年 |
| 船 | | 舶 | 5 | \sim | 15 年 |
| 車 | 両 運 搬 | 具 | | | 6 年 |
| 工 | 具器具備 | 日 | 3 | \sim | 15 年 |

なお、特定の償却資産(独立行政法人会計基準第87)及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等(独立行政法人会計基準第91)に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアにつきましては、法人内における利用可能期間(5年)に基づく 定額法を採用しております。

(3) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役員及び職員の退職時に支払われる退職手当については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

(4) たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価基準を採用しております。

(貸借対照表価額は時価の下落に基づく簿価切り下げの方法により算出)

(5) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理 しております。

- (6) 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法
 - ①国有財産無償使用の機会費用の計上方法
 - (a) 事務所使用料につきましては、近隣ビルの賃貸料等を参考に算定しております。
 - (b)港湾施設使用料につきましては、港湾管理者が定めている料金を基に算定しております。
 - ②政府出資等の機会費用の計上方法

政府出資等の機会費用の計算に使用した利率は、平成26事業年度決算日における10年もの国債利回り率 (0.400%) で計算しております。

(7)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はありません。

3. 表示方法の変更

該当する事項はありません。

4. 重要な債務負担行為

該当する事項はありません。

5. 重要な後発事象

該当する事項はありません。

6. 金融商品の時価等に関する注記事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、預金等に限定して行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:円)

| | 貸借対照表 計上額 | 時 価 | 差額 |
|------------|-----------------|-----------------|-----|
| (1) 現金及び預金 | 985, 880, 467 | 985, 880, 467 | - |
| (2) 未払金 | (722, 334, 627) | (722, 334, 627) | (-) |

- (注) 負債に計上されているものは、() で示しております。
- (注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項
 - (1) 現金及び預金

現金及び預金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、 当該帳簿価額によっております。

(2) 未払金

未払金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳 簿価額によっております。

7. 資産除去債務関係

当法人は、本部事務室及び練習船用の桟橋については、国等から国有財産等の使用許可を受けており、 使用許可を取消したとき又は使用許可の期間が満了した時に原状回復する義務を有しているため、契約及 び法令上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

期首残高 223,550,287円 増加額 5,097,007円 減少額 -円 当事業年度末残高 228,647,294円

8. 不要財産に係る国庫納付等

(1) 不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

 資產名称
 大成丸

 種類
 船舶

 譲渡時帳簿価格
 1 円

(2) 不要財産となった理由

老朽化による代船建造のため

(3) 国庫納付等の方法

独立行政法人通則法第46条の2第2項に基づく譲渡収入による納付

- (4) 譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額 76,680,000円
- (5) 国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額 1,081,917円
- (6) 国庫納付等の額

75,598,083円

(7) 国庫納付等が行われた年月日平成26年7月25日

(8) 減資額

285,000,000円

9. 独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

当法人は、平成27年6月19日に「独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案」が可決され、法律の施行の時(平成28年4月1日)において解散し、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、独立行政法人海技教育機構が承継することとなりました。

10. その他の注記事項

(1) 貸借対照表関係

当期の運営費交付金により財源措置が手当されない引当外賞与見積額

平成27年3月31日

210,784,495円

退職給付引当金の見積額

平成27年3月31日

2,700,080,733円

この中には、国からの出向職員が含まれています。

(2) キャッシュ・フロー計算書関係

資金期末残高と貸借対照表の現金及び預金残高との関係については次のとおりです。

現金及び預金

985, 880, 467 円

期末残高

985, 880, 467 円

(3) 重要な非資金取引

ファイナンス・リースによる資産取得

20, 106, 252円